

## 養育費に関する施策の実施状況について

本市では、離婚等におけるこども養育支援に取り組んでおり、本年度からは、受け取れていない養育費を市が立て替える「こどもの養育費緊急支援事業」と、費用補助を含めた養育費の取り決めのための手続支援を行う「養育費取り決めサポート事業」を実施しているところです。

つきましては、現在の実施状況等及び今後の取り組みについて報告します。

### 1 こどもの養育費緊急支援事業

#### (1) 実施状況

##### ① 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により養育費の不払いの状況はこれまで以上に厳しくなっていることから、こどもの手元に養育費がしっかりと届くようにするため、養育費の不払いがあったときに、市が義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分(こども一人につき上限5万円)に限り立替払いをしたうえで、義務者に対して督促を行うものです。

##### ② 受付期間

令和2年7月1日(水)から令和2年8月31日(月)までの2か月間

##### ③ 申込件数(別紙表1)

申込み17件(こども24人分)

うち立替5件(こども7人分) ※9月2日時点

##### ④ 効果

市が養育費を立て替えたことによって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困窮するこどもの手元に養育費が届いたほか、市が義務者に働きかけたことによって、義務者が市による立替前に養育費を支払い、今後の支払いを約束したケースがありました。

#### (2) 評価・検証

##### ① 対象者 【養育費の債務名義がある市内在住のこども】

債務名義(調停調書や公正証書などの公的文書)は、市が立て替えた養育費を義務者から回収する際のほか、取り決め内容について当事者間の言い分が異なる場合において内容確認に必要となるため、要件として欠かせないと考えます。

なお、債務名義は裁判所や公証役場で作る必要があり、その手続は容易ではないため、8月から「養育費取り決めサポート事業」を実施して、手続の支援と費用の補助などの総合的な支援を図りました。

##### ② 立替期間 【1か月分】

より長い期間を求める声もありますが、一方で「1か月分でも助かる」との声もあります。市からの通知により養育費の支払いが正常化されたケースがあり、養育費の支払いを促す一定の効果があると考えられます。

③ 立替額 【こども一人あたり上限 5 万円】

利用者の養育費平均額は約 4 万円（別紙表 1 参照）であることから、実態に即したものと考えられます。

④ 受付期間 【7～8月の2か月間】

i 受付期間と申込件数の関連

以下の点から、期間内に申込みに至らなかったケースが一定数あると考えられます。

- ・ 受付期間が2か月間と短かったため、事業の対象者（前月分の養育費を受け取れていない者）とならなかった。
- ・ 受付期間の7～8月は、特別定額給付金等の各種給付があったため、当面は家計を維持することができた。

ii 今後の利用希望の見込み

以下の点から、今後も本事業のニーズはあると見込まれます。

- ・ 7月以降の新型コロナウイルス感染症の第2波による雇用・収入状況の更なる悪化などにより、ひとり親家庭への影響は今後も続くと予想されるが、現時点では国・県においてひとり親家庭への新たな給付は予定されていない。
- ・ 「養育費取り決めサポート事業」の利用者より、取り決めをした後に不払いとなった場合、本事業に申し込みたいとの希望がある。

(3) 養育費検討会構成員の意見

- ・ 債務名義取得という入口部分から立替という出口部分まで、総合的に支援することが重要である。
- ・ ダイレクトに顔が見える状況で情報提供をするのが効果的だと考える。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により養育費が途絶えたとの相談は多いので、今後もニーズがあるだろう。

(4) 今後の対応（案）

緊急支援を必要とする状況は続いているため、債務名義の取得を支援する「養育費取り決めサポート事業」とともに、予算の範囲内で本事業を継続します。

① 受付期間

令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）まで

② 対象者

次の i～iii のすべてを満たす人

i こどもが市内に住んでいる

（申込時まで3か月以上継続して住民登録をしている）

ii 調停調書や公正証書などの債務名義で養育費の取り決めをしている

iii 申し込んだ月の前月分の養育費を受け取れていない

（なお、9月は申込みを受け付けていないことに鑑み、10月の受付分限り、8月分または9月分の養育費を受け取れていない人とする。）

## 2 養育費取り決めサポート事業

### (1) 概要

市が、養育費の債務名義（調停調書や公正証書などの公的文書）を取得するための  
の  
手続支援と費用補助を行います。

### (2) 受付期間

令和2年8月3日（月）から令和3年3月31日（水）まで

### (3) 申込件数（別紙表2） ※9月2日現在

6件（こども13人分）

うち費用補助5件（こども12人分）、相談対応2件（こども4人分）

## 3 こどもの養育費に関する検討会

### (1) 開催の延期

本市における養育費に関する施策を検討する「こどもの養育費に関する検討会」  
第4回の開催を本年5月と8月に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症  
の  
拡大防止のため、開催を見送りました。

### (2) ヒアリングの実施

検討会の開催に代えて、以下のとおり、検討会の構成員に対して個別にヒアリン  
グ  
を行いました。

#### ① 実施時期

令和2年8月17日（月）から令和2年8月21日（金）まで

#### ② ヒアリングで出された主な意見

##### i こどもの養育費緊急支援事業について

前記1(3)のとおり

##### ii 養育費取り決めサポート事業について

- ・ 敷居が高い裁判所や法律事務所ではなく、市民にとって身近な市役所が取  
り  
決めを支援することは意義がある。

##### iii 今後の取り組みについて

- ・ 様々な取り組みを行ってきたので、成果や課題の整理が必要である。
- ・ 養育費の公的立替などは一自治体での実施には限界があることから、  
国  
に対して制度化へ向けた提案を行ってはどうか。

### (3) 今後の予定

第4回検討会の開催については、10～11月頃を目途に、WEB会議での実施  
も  
含めて検討します。

### 【参考】これまでの開催状況と検討内容

第1回 令和元年10月11日（金）

市の取り組み・諸外国の状況の報告、養育費施策の検討

第2回 令和元年11月18日（月）

検討項目の整理（債務名義化支援、市単独の立替など）

第3回 令和2年3月26日（木）

養育費立替回収モデル事業案の検討

表1 こどもの養育費緊急支援事業

番号	監護親 (申込者)	債務名義	養育費額 (1人)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上
1	母	調停調書	30,000	1		1		
2	母	調停調書	40,000	2		2		
3	母	調停調書	10,000	2		2		
4	母	調停調書	30,000	1		1		
5	母	調停調書	20,000	2		1	1	
6	母	調停調書	40,000	1				1
7	母	調停調書	30,000	2			1	1
8	母	調停調書	40,000	2			1	1
9	母	調停調書	30,000	1		1		
10	母	公正証書	30,000	1		1		
11	母	公正証書	25,000	2	1	1		
12	母	公正証書	100,000	1	1			
13	母	公正証書	50,000	2		1	1	
14	母	公正証書	110,000	1	1			
15	母	公正証書	30,000	1		1		
16	母	審判書	39,000	1		1		
17	母	和解調書	20,000	1		1		

合計(人)	調停調書	平均(円)	合計(人)	～6歳(未就学)
17	9	39,647	24	3
母	公正証書	最大(円)	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)
17	6	110,000	10	14
父	審判書	最小(円)	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)
0	1	10,000	7	4
	和解調書			16歳～(高校生以上)
	1			3

表2 養育費取り決めサポート事業

番号	監護親 (申込者)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上	費用補助	相談対応
1	母	2	2				公正証書	
2	母	2	2				公正証書	
3	母	2	1	1			公正証書	
4	母	3		1	1	1	調停申立	
5	母	3		1		2	調停申立	○
6	母	1		1			—	○

合計(人)	合計(人)	～6歳(未就学)	費用補助	相談対応
6	13	5	5	2
母	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)	公正証書	
6	1	4	3	
父	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)	調停申立	
0	3	1	2	
	子3人(件)	16歳～(高校生以上)		
	2	3		